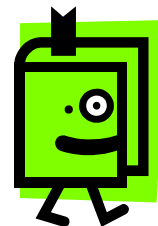




# はらひらひらひらひら



～図書室にはこんな本があります～

## No. 73

★ 利用者からの質問をもとに昭和館図書室の資料を紹介します。

(書名の後の( )の数字は請求記号です。)

問) NHKのラジオ番組「尋ね人」について知りたい。

答) 「尋ね人」を、**ことば**で検索をしてみます。

**全資料** → **尋ね人** (4件該当)

\* この場合、新聞や雑誌等での「尋ね人」も一緒に検索されるので、目次などで、内容を確認しましょう。

◎ 「尋ね人」は、引揚者や戦災による不明者の消息を探す番組で、1946年7月に始まり、3年間で約2万件のうち3分の1の消息が判明しました。放送は、1962年3月まで続きました。

◇ 「尋ね人」の経過

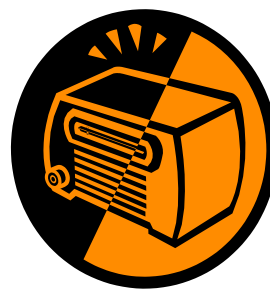
『放送80年』(開架 699/N71)

『20世紀放送史 上』(699/N71/1)

◇ 「尋ね人」にまつわるエピソード

『昭和子ども図鑑』(開架児童 394.5/054)

『映像にみる昭和』(070/038)



図書室には、書棚に並んでいる図書以外にもたくさんあります。

検索端末を使って、読みたい本を探してみてください。

操作方法等がわからない場合は、カウンター職員までお気軽に…。

## ・・・悩める昭和人 2・・・

今も昔も悩みは尽きず・・・。

【相談】 「27歳の女ですが、3年前から現在の<sup>おっと</sup>良人と内縁関係を結び、ただいま妊娠5ヶ月です。

良人は長男で、真面目な会社員でございます。良人の両親は、…(中略)…子供も生まれようとしている今日、一日も早く入籍するようにとしております。

ところが私の実家の戸主である兄が、…(中略)…この婚姻に同意してくれせんため、婚姻届が出せず、未だに内縁関係で困っております。…(中略)…どうしたらよいでしょうか。お尋ね申し上げます。」

【答え】 「婚姻届を出すには、戸主の同意を得ることが必要ですが、これは絶対的の条件ではありません。…(中略)…同意書が附いていないと、戸籍吏は一応注意しますが、『戸主の同意なしに婚姻するのです。』と言えば、そのまま受理してくれることになっております。

但し、戸主の同意なしに婚姻すると、戸主はその制裁として復籍を拒むことができる…」



(『主婦之友 第24巻第11号(昭和15年11月)』より)

※ 旧漢字、旧仮名遣いは改めました。

📖 旧民法下での婚姻について、男性は30歳・女性は25歳未満の場合、772条により同一戸籍の父母の同意が必要ですが、750条の第1項により戸主(家督を継ぎ、一家の長としての権限を持ち家族を養っていく義務を持つ者)の同意は年齢にかかわらず必要でした。しかし、776条によると戸主の同意書が付いていない場合、戸籍吏は当事者に注意はしますが、それにもかかわらず、届出をしようとしたときには受理してくれます。受理してくれば、その婚姻は有効とされます。但し、戸主の意思に反して婚姻が成立した場合、750条の第2項によって、戸主がその日より1年以内に届出れば復籍を拒むことが出来ます。つまり、その当事者が離婚した場合、“婚姻によって他家へ入った者は、実家に復籍しなければならない(739条)ののですが、実家の籍には戻れませんよ、自分で一家を創立して(742条)生活しなさいよ”ということです。



—図書室から—

\* 風邪が流行っていますが、のどがイガイガしていませんか？

「たかが飴ぐらい…」でも飲食はマナー違反です。食べ終わってから図書室に入室してください。この季節、お互いに体調に気をつけましょう。

ぶらりらいぶらりい ～図書室にはこんな本があります～ No. 73

2005年11月22日 発行

編集・発行 昭和館 図書室

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-1